

長野県

緊急雇用対策助成金事業

助成金制度

Jobサポ!

新型コロナウイルスの影響により雇止めが多く発生し、雇用環境が悪化する中で、新たに失業者を正規社員として雇用した企業に対して支援を行うことで、求人数の増加による長期的な失業者減少を図ります。

Jobサポを通じて正社員^{※1}として雇用し3か月以上雇用を継続^{※2}した事業所に、一人あたり最大45万円が支給されます。

※1 雇用期間の定めのない労働者をいう

※2 令和2年8月20日～令和3年3月31日の間に雇入れ、3か月以上継続して雇用

補助対象経費： 対象者に係る賃金（3か月分を限度とする）

補助率： 3分の2以内（上限15万円/月）

限度額： 対象者1人あたり最大45万円（15万円/月×3か月）

1.助成金を受給できる事業者

助成金の交付対象者は、次の1～9にすべて該当することが必要です。

✓チェック欄

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 対象者を令和3年3月31日までの間にコロナ対策緊急就業支援デスク強化事業を利用して正社員として新たに雇入れ、3か月以上継続して勤務させた事業主であること。 | |
| 2 | 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。 | |
| 3 | 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、雇用保険に加入させている事業主であること。 | |
| 4 | 対象者の労働に対する賃金（基本給のほか、時間外手当、休日出勤手当その他の手当を含む。以下同じ。）を、支払期日までに支払っている事業主であること。 | |
| 5 | 対象者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に規定する確認を受けた事業主であること。 | |
| 6 | 対象者の雇入れの前1年間に当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇又は雇止め（退職勧奨を含む）をしていない事業主であること。 | |
| 7 | 対象者について、本助成金と雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のアからキまでの各種助成金等の支給を同時に受けることとなる事業主でないこと。 ア 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） イ 労働移動支援助成金（再就職支援コース） ウ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース） エ 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース） オ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） カ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） キ その他国又は地方公共団体が実施する雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等 | |
| 8 | 県税の滞納がある事業主でないこと。 | |
| 9 | 次のアからエまでのいずれにも該当する者でないこと。 ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 イ 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。 | |

2.対象者

| | | |
|---|---|--------|
| 「対象者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業し、次の1～5をすべて満たす方です。 | | ✓チェック欄 |
| 1 | 当該雇入れに係る事業主（以下「雇入れ事業主」という。）に雇入れられた日（以下「雇入日」という。）の前1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣、請負の関係により雇入れ事業主において就労したことがない者（社会福祉法人長野県社会福祉協議会が実施する『緊急就労支援事業』により就労した者を除く。） | |
| 2 | 雇入日の前1年間に勤務していた事業所が、当該雇用された事業所と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所でない者 | |
| 3 | 雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者 | |
| 4 | 雇入日において県内に居住し、県内の事業所で勤務する者 | |
| 5 | 当該雇用された事業所に継続して勤務する意思を有する者 | |

3.申請方法

| | | |
|--|---|--------|
| 助成金を受給するためには、申請期限（下部参照）までに、下記書類の提出が必要です。 | | ✓チェック欄 |
| 1 | 緊急雇用対策助成金交付申請書 →「Jobサポ」ホームページよりダウンロード可能です。 https://www.adecco.co.jp/client/slp/jobsapo_nagano | |
| 2 | 労働契約の期間の確認ができる書類（労働条件通知書、労働契約書の写し等） | |
| 3 | 対象者を3か月継続して雇用していることの確認ができる書類（賃金台帳、出勤簿の写し等） | |
| 4 | 対象者を雇用保険に加入させていることの確認ができる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等） | |
| 5 | 対象者が失業状態であったことの確認ができる書類（対象者の雇用保険被保険者 離職票の写し等） | |
| 6 | 対象者が雇入日において県内に居住していたことの確認ができる書類（運転免許証、各種健康保険証の写し等） | |
| 7 | 申立書 →「Jobサポ」ホームページよりダウンロード可能です。 https://www.adecco.co.jp/client/slp/jobsapo_nagano | |
| 8 | 対象者の毎月の賃金の内訳が確認できる書類（賃金台帳、給与明細等） | |
| 9 | 県税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等） | |

4.交付決定時の提出書類

| | | |
|--|--------------|--------|
| 申請書を審査し、内容が適正な場合、交付決定通知をお送りします。決定後、申請期限（下部参照）までに、下記書類の提出が必要です。 | | ✓チェック欄 |
| 1 | 緊急雇用対策助成金請求書 | |

■申請期限（必着）：

| | 交付申請 | 請求 |
|------------------------------------|---|------------------|
| 雇入れ日から3か月を経過する日が 令和3年3月31日以前の場合 | 雇入れた日から3か月を経過する日から20日を経過する日か 令和3年3月31日のいずれか早い日 | 交付決定日から20日を経過する日 |
| 雇入れ日から3か月を経過する日が 令和3年4月1日以降の場合 | 雇入れた日から3か月を経過する日から20日を経過する日 | |

■書類提出先（郵送可）：

「Jobサポ」長野事務局 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル6F

※郵送する場合は、郵便事故防止のため、簡易書留など配達記録が残る方法で郵送してください。

■交付の取り直し・返還

下記いずれかに該当する場合、助成金交付決定は取り消され、すでに受給している場合には、期限を定めて、全額返還しなければなりません。

- （1）交付対象者の要件に反している事実が認められたとき。
- （2）偽りその他不正の行為によって交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （3）その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認められたとき。

【事業の概要についての問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課
TEL：026-235-7201（受付時間 平日8:30～17:15）
E-mail：koyotai@pref.nagano.lg.jp

【書類の記載方法等についての問い合わせ先】

「Jobサポ」事務局
TEL：050-2000-7228（受付時間 平日9:30～17:30）
E-mail：ADE.JP.nagano-jyosei@jp.adecco.com